

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和4年4月5日（火）  
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

## 議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 11 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 12 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 13 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 5 議案 第 14 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について
- 第 6 議案 第 15 号 魚津市農業委員会「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について
- 第 7 議案 第 16 号 魚津市農業委員会「令和 4 年度最適化活動目標の設定等」について

- 総会の種類 定例総会
1. 総会の期日 令和4年4月5日(月)
  2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室
  3. 農業委員の定数 14名
  4. 総会に出席した農業委員の数 13名
    - 会長(議長) 14番 杉山 篤勇
    - 会長職務代理者 11番 北田 直喜
    - 委員
      - 1番 稗苗 史絵                      2番 小坂 義則
      - 3番 宮坂 博一                      4番 米澤 陽一
      - 5番 住田 賀津彦                      6番 関口 卓司
      - 7番 大崎 章博                      8番 金坂 隆男
      - 9番 高橋 順子                      10番 松田 治之
      - 13番 石坂 誠一
  5. 総会に欠席した農業委員の数 1名
    - 12番 谷越 彦茂
  6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 3名
    - 上中島地区 石川 道範 天神地区 武田 博昌
  7. 議事録署名委員
    - 2番 小坂 義則                      6番 関口 卓司
  8. 総会に出席した職員
    - 事務局長 矢野 道宝                      庶務係長 高森 玲子
    - 主査 本田 陽一                      主任 井口 健太郎
    - 主事 小林 智樹
- 

【開 会：午後1時30分】

議長： それではただ今から令和3年度4月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、2番小坂委員、6番関口委員にお願いいた

します。

議案第11号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第11号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

議案書2ページ目をご覧ください。

今月の申請は3件8筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積合計が12,775㎡です。

それでは3ページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げてご説明いたします。

**【議案第11号 議案書をもとに朗読】**

今回の申請は、いずれも農地法による各要件を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

8番： 1番については今まで耕作していた土地の所有権移転なので問題ないと思います。2番については、会社を辞められて農業を始められるようです。今の情勢としては貴重な方であります。

6番： 3番は、12月総会で議案にあったもの話であるが、所有者が死亡したため手続きに時間がかかったものである。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

7 番： 3 番について、譲受人は農家では無いのではないかと？

6 番： もともと農家の方である。

議長： その他に意見が無いようならば、申請通り許可決定ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第11号は許可決定いたします。

議案第12号農地法第5条の規定による事業計画変更許可申請に対する意見決定について。また、議案13号農地法第5条第1項の基地による許可申請に対する意見決定について、一括して事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第12号農地法第5条の規定による事業計画変更許可申請に対する意見決定について。また、議案13号農地法第5条第1項の基地による許可申請に対する意見決定についてご説明します。これらは関連ですので一括して説明いたします。

7 ページ目の総括表をご覧ください。事業計画変更は2件あがっておりますが、事業継承者は2件とも同一です。5条申請も同様です。

**【議案第12号、議案第13号 議案書をもとに朗読】**

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

8番： 申請地はもともと兄弟で並んで家を建てる計画であったが、事情があり計画は断念されていた。このままより家が建ったほうが見栄えも良いのではないかと思います。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第12号及び議案第13号は意見決定いたします。

議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について説明いたします。

11ページからが一覧表になります。

今月の案件は全47件、144筆、253,298㎡になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。

議長： 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

(「無し」の声あり)

議長： それでは申請通り決定してよろしいですか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第14号は決定いたします。

議長： 議案第15号魚津市農業委員会「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第15号魚津市農業委員会「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について説明いたします。

**【議案第15号 議案書をもとに朗読】**

議長： ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

議長： 特に意見はありませんか。

無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第15号は決定いたします。

続きまして、議案第16号魚津市農業委員会「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について、事務局より説明を求めます。

**【議案第16号 議案書をもとに朗読】**

議長： ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

8 番： 集積面積の目標の根拠は？

事務局： 令和5年度までの指針からの差の按分である。

7 番： 目標達成にむけて、何をすればいいのか。なぜこんなに集積率が低いのか。

議長： 個人で農地を管理している方が多くいるので集積されていないだけであり、耕作放棄地は魚津は少ない。集積率の低さは問題ではない。

8 番： 認定農業者はどうやればなれるのか。

事務局： 経営計画や所得の計画を立てる等の手続きを踏めばなれる。認定農業者になれば、少し有利な補助を受けられたりする。

議長： 他に意見はありませんか。

無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第16号は決定いたします。

議長： これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・タブレット端末の利用について

・2022年農業委員会活動記録セットについて

・R3 農業委員会振興会収支報告について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後 3 時30分】

【別添】

## 農地法第3条調査書

議案第11号 受付番号2番  
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人 )	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請は、譲渡人である父から息子への経営委譲で農地の所有権を移転するものである。申請地は、水田を耕作しており、権利移転後も水田を耕作する計画である。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、3月 日、事務局の井口、中尾が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

## 農地法第3条調査書

議案第11号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 中尾 能成
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人 )	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請は、譲渡人が申請農地から離れた三田に住んでいて管理ができないため、譲渡人の希望により農地の所有権を移転するものである。申請地は、水田となっており、権利移転後も水稻を耕作する計画である。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、月 日、事務局の井口、中尾が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

## 農地法第3条調査書

議案第11号 受付番号3番  
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 中尾 能成
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人 )	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請は、譲渡人の農地が鳥獣被害(イノシシ被害)で水稻栽培ができなくなり耕作放棄地となっている。このため、そのまま放置すると近い将来に林地化すると危惧されるので譲受人が農地として利用できるよう再生し、ソバを栽培する計画である。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。 なお、11月30日、北田委員と事務局井口、中尾が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第13号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね33haの一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断します。 転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は子の誕生により現在の住宅が手狭となってきています。また、菜園スペースを整備し収穫物の販売も考えていることから、住宅の建設と菜園スペースを整備する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、金融機関のローン事前審査回答書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体利用する隣接宅地は取得見込みがあり、農地と一体として土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地及び菜園敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、主に住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設置し、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は前面道路の側溝へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第13号 受付番号2番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね33haの一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断します。 転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は子の誕生により現在の住宅が手狭となってきています。また、菜園スペースを整備し収穫物の販売も考えていることから、住宅の建設と菜園スペースを整備する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、金融機関のローン事前審査回答書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体利用する隣接宅地は取得見込みがあり、農地と一体として土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地及び菜園敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、主に住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設置し、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は前面道路の側溝へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

